

序 章

杵築市景観計画の手引きとは

海、山、川、森、原などの「自然」と、そこで展開される人々の長きに亘る「生活を中心とした営み」が一体となって、地域の空間、地物が形作られます。

本市各地に存する「空間」、すなわち街、集落、田園などと、「地物」、すなわち建物、道、峠、沈み橋*、寺社、石塔などはすべて、そうして営まれてきた本市各地の人々の歴史、文化の証に他ならず、すべてがそれぞれの地域にとってかけがえのないものです。ですから、それぞれの地域では、地域の歴史、文化が詰まった特徴ある空間、地物を大事にしたいところですが、わたしたちは目で見て、景観によってそれらを確認し、認識し、実感し、さらには評価しますので、空間、地物が大事にされるためには、それらが良好な景観となって多くの人の共通認識として実感され、評価される必要があります。

見えなければ意識されず、よく見えれば意識され、印象深く見えれば良いところ、良いものと評価されます。印象深く見えること、すなわち良好な景観とは、当該空間や地物が、見やすい視点から、他のものに邪魔されずに、程よい大きさで見える状態を指しますので、大事な空間や地物を対象に、それらが程よい大きさで見える視点の確保や保全、見るのに邪魔なものの除去や未然防止などが景観形成の基本となります。また、多くの人が見る眺めは地域の印象を左右する大事な景観ですから、多くの人を使う道や公園は視点として重要で、それらからの景観を良好にしていくことも大事です。

そこで、本市の景観形成では、本市各地の豊かな自然、長きに亘る人々の営み、特徴ある歴史や文化を代表する大事な空間や地物が、見やすい視点から他のものに邪魔されずに程よい大きさで眺められるよう、すなわち良好な景観となるようにしていくことで、地域を磨いていくことを基本方針とします。また、多くの人を使う道や場所を大事な視点と捉えて、そこからの景観も同様に良好にしていきます。

こうして、地域の大事な空間や地物がより良い景観となって、すなわち地域が磨かれて、いっそう光り輝いていけば、子どもから大人まで、そこに暮らす人々の感性は豊かに育まれることでしょう。

杵築市景観計画策定委員会
委員長 堀 繁

2 杵築市景観計画の手引きとは

杵築市景観計画の手引き（以下、手引き）は、杵築市景観計画における「周囲と調和した景観形成に向けたルール（景観法に基づく届出と審査）」に示された景観形成基準について、景観づくりの主体となる市民、行政、事業者が、基準の考え方等について共通の認識を持つことができるよう、参考図・写真による具体的事例や数値などにより、わかりやすく解説したものです。

手引きは、個々の建築物等の新築や改築等の構想・計画段階で考えるべき地域への配慮事項や、周辺景観と調和し、景観形成に寄与する空間とするための考え方やデザイン等のアイデアを示した「景観形成の手引書」として、市民・事業者の皆さんに活用していただくことを目的として策定します。

3 手引きの構成

手引きは、「基準に関する解説編」、「手続きに関する解説編」の2章で構成されています。

第1章 基準に関する解説編

景観形成基準の考え方や適用区域について解説を行うとともに、景観形成基準の各項目について、具体的事例や考え方、アイデア等を示します。

1. 景観形成基準の考え方
2. ゾーン区分
3. 各ゾーンにおける景観形成の方針一覧
4. 景観形成基準一覧
5. 景観形成基準の解説

第2章 手続きに関する解説編

届出の方法や、届出の対象となる行為と規模、必要な添付書類（書式・記入例）等について、解説を行うとともに資料を添付しています。

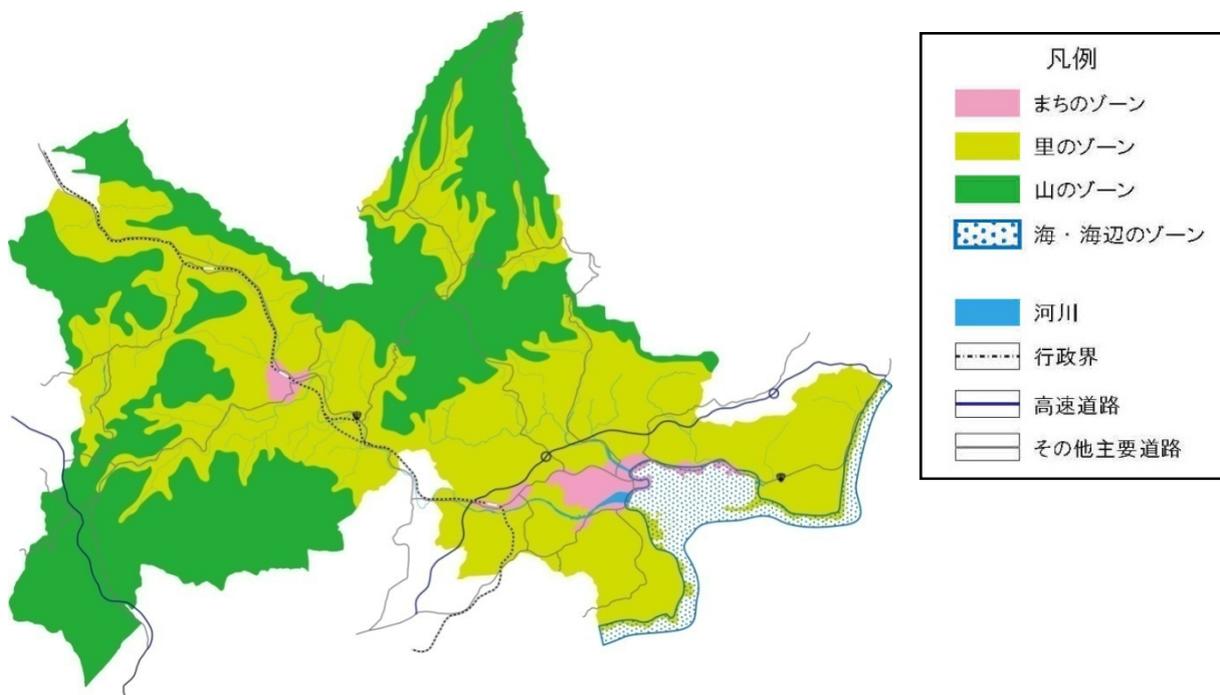
1. 届出が必要な区域（景観計画区域）
2. 届出の対象となる行為と規模
3. 基本的な届出手続きの流れ
4. 届出に必要な書類
5. 様式及び記入例

4 手引きの使い方

市内で建築物等の計画・設計を行う際の、手引きの使い方の手順を示します。戸建住宅や小規模店舗など、届出対象行為に該当しない場合でも、「景観形成基準の解説」を踏まえ、景観に十分に配慮した計画・設計を行ってください。

手順1 景観計画区域図を確認する

手引き『第1章 基準に関する解説編 2. ゾーン区分』を読んで、当該行為地が景観計画区域図の中で、どのゾーンに該当するかを確認します。詳細な図面を確認する場合は、建設課までお問い合わせください。



手順2 各ゾーンにおける景観形成の方針を確認する

手引き『第1章 基準に関する解説編 3. 各ゾーンにおける景観形成の方針一覧』を読んで、ゾーン別の景観形成の方針を確認します。

手順3 景観形成基準を確認する

手引き『第1章 基準に関する解説編 4. 景観形成基準の解説』を読んで、基準の内容や配慮事項の考え方について確認します。

手順4 届出行為に該当するかを確認する

手引き『第2章 手続きに関する解説編』を読んで、当該行為が届出対象となる行為・規模であるかどうかを確認します。

あわせて、届出手続きの流れや届出に必要な書類等についても、事前に確認します。